

『太平記綱目』小考(三)

—— 独自記事・附録と史的位置 ——

加美 宏

一、はじめに

近世初期に盛行した「太平記」の評判書や注釈書を集大成し、それに独自の見解も追補して、「太平記」の講読・享受のための百科大全たらしめた原友軒著「太平記綱目」について、前二稿において紹介と検討を行ってきたが、本稿は、その続稿である。

前々稿^{註1}では、「綱目」の成立や著者をめぐる問題点につき考察を加え、前稿^{註2}では、同書の概要・構成などを紹介した上で、その範とした「通鑑綱目」や引抄した「太平記」評判書類との関わりなどについて考えてみた。

本稿では、前稿を承けて、「綱目」が引抄した「太平記」注釈書や著者原友軒の独自記事などについて検討を加え、「太平記」の受容史・研究史における「綱目」の意義・位置を見定め、さらに同書と「太平記読み」との関連などにも言及してみたいと思う。

二、「通考」について

前稿においては、「綱目」の内容・特色を把握すべく、著者原友軒筆の「凡例」第四項目までをみたので、本稿は、その第五項目の検討からはじめることとする。

「凡例」第五項目^{註3}は、

一、地理及兵形等皆採「倭國経」、疑誤者問「諸交游博物」、詢「諸漁植処」野者「合致而独断」則必揭「通考」以別之、

というものである。

この項目は、「太平記」中の合戦における「地理及兵形」すなわち合戦の地形・陣立などについては、「太平記理尽図経」に拠ったことを改めて示したものである。ただし、前稿でみたように、「図経」に拠ったことは、すでに「凡例」第四項目に示しているのであるから、この項目は、「理尽鈔」の兵法に関わる部分を図示している。「図経」にも誤りや疑問点があり、それを博雅の士や在野の人に問いただし、或いは自らの考察（「通考」）によって正したところもあるということの方に力点がある。著者友軒の「理尽鈔」への対抗意識をかいまみることができよう。

次に、「凡例」の第六項目をみると、

一、凡評文口伝心授及自己積年工夫不敢私匿、皆附於諸條之下、与衆共便博覽、家々秘減而不存者、欠之、

となっている。

「綱目」が多く収載している「理尽鈔」「無極鈔」などの「評」や「伝」については、すでにこれまでの「凡例」諸項目でふれてきたのであるから、この項でいう「評文」「口伝」「心授」といったものは、それ以外の兵法諸家などに伝わっている「評」や「伝」の類で、著者友軒が蒐集し、参照したものをさすと思われる。それらと「自己積年工夫」すなわち自らの長年の「太平記」探究・兵法研究の成果とをあわせて、著者の見解として、「綱目」において新たに付加したものが、前項にあげられていた「通考」ということになるわけである。

この「通考」は、剣巻と巻四十を除く全巻にわたり、四〇七箇所に及んでおり、「綱目」において追補された語釈・語注の「追解」と共に、白ぬきの「通考」といった見出しで、ひととき目立つようレイアウトされていて、「綱目」の眼目をなすものであったことがうかがわれるのである。

「通考」の内容をみてみると、例えば、

土岐多治見等吾身ノ上ト不知ハ、大ナル怠ナリ、是等ノ輩、何ゾ天下ヲ草創センヤ、（巻一「頼貞回忠事」、50ウ）
といった類の、「太平記」記事につき、兵法・政道・倫理などの面から論評を加えた「評」的な記事と、例えば、

去ル元弘元年十一月三日、楠正成赤坂ノ城ニテ自害シタル

林ニテ城ヲ出テ、恩地左近太郎ト二人形ヲカヘ身ヲ賽シテ、
三河ノ國ニ下リ、鎌倉ノ事ヲ窺ヒ、(後略)(卷六「楠出」
張天王寺事、7オ17ウ)

というような、「太平記」には載っていない異伝・裏話を記す
「伝」的な記事とが中心をなしている。総じて兵法・軍略の方
面に強い関心がむけられていることなどをふくめて、「太平記」
記事に「評」や「伝」を加えるという、「理尽鈔」が切り開い
た「評判」的方法・路線を踏襲しているといえよう。

「綱目」の「通考」が、「理尽鈔」の路線を継承しているとい
うことは、右にみたような方法的な面ばかりでなく、「太平記」
記事を批判する基本的立場・視点においても、それが認められ
る。

例えば、卷三「赤坂城軍事」において、正成が赤坂城落城の
折、日頃信仰していた観音経を入れた膚のお守りに敵矢が当つ
て、危難を免れたという観音靈験譚が記されているが、この記
事について、「通考」は、

忠臣孝子死地ニ陥ルトイヘドモ、其難ヲ防ガズシテ、自然
ニ免レタル古ノ例、数ルニ暇アラズ、サレバ正成忠義ノ志
最深カリシカバ、天ノ護モ軽カラズシテ、今必死ノ難ヲ免
給フカ、膚ノ守ノ観音経ニ矢サキ留リシハ、虚ナラン、是

正成金剛山へ帰りテ後、愚蒙ノ士卒ニ信服セシメン為、此
奇妙ヲ語り給フ時、彼郎従トモ誠ニ奇妙ノ事カナト、我ヨ
リ彼ニ伝へ、彼又他ニ告テ、今本文ニモ事実ノ如ク記シタ
ルト覚ユ、(51ウ)

と評して、「太平記」の虚構・神秘に、合理的、現実的な解釈を
加えているが、こうした「太平記」における中世神話的なもの
の解体や、その合理主義的解釈などは、「理尽鈔」が先鞭をつ
けて盛んに行っているものである。

「通考」には、例えば、

六波羅勢四方ヨリ同時ニ城ヲ攻ルハ、智ノ浅シテ軍ノ法ヲ
不知事、前輩是ヲ評ズト云ドモ、今其略ヲ論ズ、(後略)

(卷三「笠置軍事」陶山小見山夜討事、19オ)

前輩ノ評ノ如ク、攻レ城ニ、或ハ夜討ヲナシ、或ハ反忠ヲ
求メ、或ハ城内ヲ分ツヘシ、是攻城ノ要道ナリ、(後略)

(右同、23ウ)

というように、「前輩」「前輩ノ評」を承けて、それを敷衍した
り、補足したりする発言が少なくないが、「前輩」とは、その
前に載せられている「理尽鈔」(「無極鈔」の場合もある)の
「評」をさしており、「通考」は、その追補的性格が強いもの
であることを示している。

このように「綱目」の「通考」は、「理尽鈔」の敷いた「評」の路線を継承し、その補完的役割を果たしているといえるが、独自の特徴点もないわけではない。「通考」には、例えば、

重衡中將ノ東夷ノ為ニ囚レシ時、東路ノ歌ヲ長者ノ女カ詠タリトハ、平家物語ノ説ナリ、今源平盛衰記ヲ考フルニ是ト異ナリ、故ニ後人互見ノ為ニ、其略ヲ記ス、(後略) (卷二)「俊基朝臣再関東下向事」、21オ―24オ)

神代彦五郎兼治ガ申状ヲ以テ見ルニ、(中略)其状長州神代氏ノ家ニ伝ヘリ、周防國神代彦五郎兼治申、去月二十三日合戦之時、(後略) (卷十七剛)「義貞軍事」長年討死事、83ウ―84オ)

といったような、「評」でも「伝」でもなく、古典や史料を引いた考証的なものもかなりふくまれていて、著者の博覧・博搜ぶりをうかがわせている。

また、例えば

赤松記曰、元弘二年六月ノ比、(後略) (卷六)「赤松入道田心賜大塔宮令旨」事、55ウ)

溝祐記曰、村上父子ガ忠義ヲイタシテ、(後略) (卷七)「吉野城軍事」、22オ―22ウ)

赤松記曰、工藤左衛門入道ハ、関東随分ノ被官タリシカバ、(後略) (卷十一)「金剛山寄手等被誅事」佐介貞俊事、55ウ―56オ)

というように、著者自身の見解を述べる「通考」の欄に、しきりに赤松氏関係の資料を引いて論を展開しているが、これは前々稿の著者において述べた、著者原友軒は赤松氏と何らかの関わりがある人ではないかという推論を補強するものである。

このように、「綱目」の著者原友軒は、「通考」において、「理尽鈔」「無極鈔」など先行評判書の「評」「伝」をふまえた上で、それに自らが考察したり蒐集したりした、新たな「評」「伝」考証などを追補することによって、いわば「太平記」評判書の決定版を作製しようとしたものと思われる。

三、注釈と「追解」

続いて、「綱目」「凡例」第七項目の検討に進みたい。

一、引用故事者参考於太平記鈔及賢愚抄、重複者剛去疑誤者辨正、闕漏者掲追解以別之、

「綱目」は、これまでみてきたように、「太平記」評判書の

「評判」を集大成し、追補することを一つの大きな柱としているが、この第七項目は、近世初期にあらわれた「太平記」注釈書の語釈・注解の類を集大成し、それに補正・追補を行うという、「綱目」のもう一つの柱について述べたところである。

すなわち「太平記」中の故事等についての注釈は、「太平記鈔」(一六〇一年刊行)「太平記賢愚抄」(一六〇七年刊行)の二著を参照・集成し、その誤りと思われるものは正し、それに漏れているものは、新たに「追解」という項を立てて注解を加え、補ったとしているわけである。

「綱目」の注釈は、本文の上部に首書(頭注)の形で掲げられているが、「太平記鈔」等に換る場合は、例えば、**高時**といった見出しの下に収載され、著者による注解である「追解」の場合は、例えば**神武帝****建解**といった形式で、「通考」と同じく黒地に白ぬき文字で、目立つ見出しとしている。

ところで、「綱目」が注解を施している項目の数をみてみると、「太平記鈔」「太平記賢愚抄」に換っている注釈は、全巻で二千四百二十四項目、著者の注釈とする「追解」は七百七十九項目、あわせて三千二百三項目となっている。

「綱目」が依拠している「太平記鈔」は二千四百五十九項目、「太平記賢愚抄」は約二千二百項目を立項しているから、両書

の機械的な集成ではなく、両書から精選して、ほぼ「太平記鈔」と同じ項目数としているということになろう。

また、著者独自の注解である「追解」も、先行の「大全」が、「太平記」の登場人物に略伝を付した「伝記」三千三百四十八項目を新たに立項しているのと比べても、数量的にやや見劣りがすることはまぬがれないであろう。

「綱目」が、六十巻という長大な大著でありながら、収載した注釈の項目数が、それほど多くないのは、著者の関心が、政道論や兵法論に傾いており(それは例えば、巻一・卷十三・卷十六に、「君臣編」「遺諫篇」「南木家訓」といった、政道論・兵法論に関わる附録別巻を収めていることにもあらわれている)、どちらかといえば、注釈書よりも、評判書の「評」「伝」の集成や、その追補(「通考」)に熱心であつたらしいこととも関わっているだろう。

しかし、この注釈の項目数が意外に多くないことに関しては、もう一つ別の要因も考えねばならないであろう。それは、「綱目」が、「太平記」本文の上の部分に注釈を並べ、本文と注釈とを上下で照応させ、参照しやすくした首書(頭注)形式を採用し、その結果として注釈のためのスペースが狭く制約されているということである。

「網目」の特色は、むしろ、そうした注釈の収容能力の小ささを逆手にとつて、簡潔でバランスのよい注釈を施しているところにあるといえるかもしれない。「大全」の方が、「太平記」本文の後に、たつぷりとスペースをとつて、「太平記鈔」の注釈を、ほぼ忠実に転載しているのに対し、「網目」は、「太平記鈔」「太平記賢愚抄」の注釈を取捨選択し、それを書き直したり、コンパクトにまとめたりしているし、「大全」の「伝記」などを巧みに活用しながら、要を得た「追解」を、それに加えているのである。そうした「網目」の注釈・「追解」の特徴点を、もう少し具体的にみてみよう。

「網目」に先行する「太平記」の評判・注釈の集成書「太平記大全」には、「太平記」登場人物の略伝が、「伝記」という項目の下に注解されているが、「網目」所収の注解や著者自身の注解であるはずの「追解」の双方において、この「伝記」を書き直したり、要をとったりしていることについては、すでに前稿において指摘した。

前稿に続いて、巻一冒頭の「後醍醐天皇御治世事」武家繁昌事における注釈をみると、例えば、「濫觴」という語について、「太平記鈔」は、次のような注解を行っている。

惣シテ物ノハシメノ事ニ用ル辞ソ、家語ニ江始出岷山其

源可以濫觴及至江津不妨楫不可以涉トアルソ、又山谷詩曰
浪江始濫觴入楚乃無底ト云

「大全」は、「鈔云」という項目の下に、右の注解をそのままの形で載せている。それに対して、「網目」の頭注は、「鈔」に拠っているが、「鈔」の「…ソ」「…トアルソ」といった抄物特有の言辞などを削除し、「家語曰」以下の出典用例の部分のみを簡潔に示すというやり方を採っているのである。このように、「網目」所収の注釈は、「鈔」「賢愚抄」や「大全」の「伝記」などを、そのままの形で転載することは、ほとんどなく、それらを頭注用に書き直したり、簡略化したりして載せているのが通例であるといえよう。

一方、著者友軒が独自に付加した注解であるはずの「追解」に、「鈔」や「大全」の「伝記」などをもとにして、それを書きかえたものも少なくないことは、前述の通りであるが、むしろ、そうした依拠書の見当らない、オリジナルな「追解」も存在する。「後醍醐天皇御治世事」の章でいえば、例えば、

〔元暦〕（追解）後鳥羽帝年号、一年、而改（19ウ）

などがそれである。これなどは、さして重要な意味をもつ注解とも思えないが、例えば、巻三「主上御夢事」楠事」の章の「夢」についての「追解」（胡氏註聖人…）などは、「鈔」な

どがふれなかつた夢占についての始めての注解として、注目すべきものをふくんでいるように思われる。

「追解」の中には、例えば、巻二十五「自伊勢進宝剣事」に、「今年、古安徳天皇ノ壇ノ浦ニテ海底ニ沈メサセ給シ宝剣出来レリトテ……」とある本文の注に、

壇浦（追解）在「讃岐国」（37ウ）

としているような、讃岐屋島の壇の浦と長門の壇の浦とを混同したために誤つた注解を付した例なども見当るが、全体的にみれば、かなりの量の新たな注解を追補しており、「太平記」注釈史の上での「綱目」の寄与についても、見直してみる必要がありそうである。

四、「点圈」と講釈

さて、「綱目」の「凡例」第八項目は、
一、諸家姓系依「大系図」考之、未審者欠之、
となっている。

『太平記』登場人物の系譜については、『大系図』に拠つたとしている。『大系図』とは、『太平記大全』に関する田稿でもふれたが、『大全』の著者西道智が、『尊卑分脈』に諸家の系図・

略系を増補したもので、明暦二年（一六五六）の跋があり、『大全』（二六五九年刊行）に先立つ著作と思われ、道智自身、『大全』の「伝記」の項に、しばしば引用しているものである。『綱目』の注釈で、例えば、

「上岐頼貞」系図作「頼春」、（巻一「頼貞回忠事」、50ウ）

とある場合の「系図」は、この『大系図』をさしており、系譜等が明らかでない者については、「姓系未詳」と注記するのが通例である。

次に、「凡例」の最終項目「第九項目をみてみよう」。

一、文中所載兵士有「主客姓名難弁者」故点「圈」其旁「而別之、事在「口授」、

この「凡例」は、『太平記』の本文中に登場する武将・武士の「主客」つまり敵味方などが弁別できにくいこともあるので、「点圈」つまり姓名のわきに小さな丸じるし（○）「●」などをつけて、一目してその区別が明らかないように工夫したというほどの意味であろう。末尾の「事在「口授」という一文は、さまざまな意味に解されるが、この事は、『太平記』或いは『太平記』に関する評判や秘伝を口頭で教授・伝授することに大きな関わりがあり、そうした場合に役立つものであるぐらゐの意味に解しておきたいと思う。

その「点圈」の具体例を巻一で示せば、後醍醐天皇方の公卿、日野資朝・同俊基・四条隆資などは、「○」の傍点、後醍醐方の武士、錦織・足助・土岐・多治見らには、「▲○」の傍点、北条高時方・六波羅方の長崎円喜父子・二階堂道蘊・齋藤利行・山本時綱などは、「▲」の傍点が、それぞれ付されて、対立する天皇方と幕府方の区別が一目して明らかのようにされているといつた具合である。

この巻一あたりは、対立の構図が単純でわかりやすいが、乱世の事態の進行や人物関係は、複雑で錯綜している。第一部でも、例えば、巻九冒頭の「足利殿御上洛事」の章では、まだ北条幕府の命に従って上洛した足利高氏（尊氏）に、北条方の「▲」印が付されているが、彼が反幕府挙兵の決意を固め、ひそかに後醍醐天皇の繪旨をうけたことが記してある、次の章「山崎攻事」久我暖合戦」からは、後醍醐方の武士の印である「▲○」に変わっている。さらに建武新政が崩壊し、尊氏が後醍醐に離反して、新田・足利の「国争い」が描かれる第二部になると、新田方（後醍醐方）は、依然として「▲○」印であるのに対して、足利方（武家方）は、「▲○○」という印に変わるというように、同じ人物でも、時節や場面に応じて、変化させざるを得ないわけで、そこに南北朝内乱の特徴も、おのず

と顕現するということになるのである。

第三部における足利政権内部の対立抗争となると、さらに複雑化し、例えば主家の足利氏と対立して滅ぼされた高師直・師泰などの高一族は、「▲○○○○」というような手のこんだ傍点で区別されるということにもなっている。

『太平記』の描いた南北朝時代の半世紀は、絶えざる対立と抗争の時代であったが、対立と抗争の構図も、時期により変化しているし、登場人物たちの立場や向背も常ではなく、錯綜をさわめているから、その時その時の対立関係・人間関係を瞭然と記号化・視覚化して指し示し、区別したことは、『太平記』説解の上でも利便があつたと思われるし、何よりも口演や講釈をする場合に、重宝であつたろうことは疑いを容れまい。すなわち、『綱目』が、当代の「太平記読み」「太平記」講釈師の虎の巻であつたと考えられる所以は、このあたりにも存するのである。

五、巻一附録「君臣編」ほか

以上、これまで、『綱目』の著者原友軒自らが執筆して巻頭部においた「凡例」の各項目を子細に紹介・検討する形で、『綱

目」の内容・特徴をみてきたのであるが、本書のもう一つの特色と思われる、巻一・十三・十六各巻の附録の巻々については、「凡例」ではふれるところがないので、ここで紹介しておきたいと思う。

前稿の「綱目」の概要、という章にも記したように、「綱目」の巻一には、「君臣編」上・「君臣編」下・「冠服編・邦成編」の三冊、巻十三には、「遺諫篇」一冊、巻十六には、「南木家訓」一冊、というように、それぞれの巻の内容に関わる附録の巻が収録されている。

まず巻一の最初の附録「君臣編」であるが、その内容と収録の趣旨は、本編の末尾に記されている、次の一文によく示されている。

凡ソ神武帝ヨリ正親町院天正癸酉ニ至ル一百有七代ノ君臣ノ行事、略是ヲ記セリ、其詳ナル事ハ、本朝歴代ノ諸記ニ見ヘタリ、是歴代君臣ノ可否ヲ論シテ、今本文ヲ評センカ為ナリ、

すなわち本編は、上巻は人皇第一代の神武天皇から第九十四代の花園天皇まで、下巻は第九十五代後醍醐天皇から第百七代正親町天皇までの、それぞれの天皇とその主要な臣下の事蹟を、年代を追って略記したものであるが、そのねらいとするところ

は、歴代天皇とそれに仕え、補佐する臣下のありようを、歴史の上で具体的に検証し、両者の事蹟のよしあしを評定して、「太平記」本文を評判するための資とするところにあつたわけである。

そうした「君臣編」の具体的な記述例として、上巻冒頭の神武天皇と、下巻冒頭の後醍醐天皇の頃から、その一部を抜いて次に掲げておきたい。

▲人皇一代神武天皇 御歳四十五ノ時、日向国ヨリ兵船ヲト、ノへ筑紫ヲ平ゲ、安芸ノ国へ出給フ、(中略)宇摩志麻治命・道臣命二人武功勝レタルニ依テ、軍勢ヲ卒シ非常ヲ誠ム、天種子命・天富命左右ニ侍リテ政務ヲ執行フ、又甲寅ノ年始テ日向国ヲ出給シヨリ、十年ヲ経テ、辛酉ノ年ニ大和国畷傍山ヲ切開テ内裏ヲ營ミ、帝位ニ即給フ、是ヲ橿原宮ト号ス、是則神武元年ナリ、

▲九十五代後醍醐天皇 二条ノ道平関白タリ、後宇多法皇政務ヲ沙汰セラル、文保二年六月近衛左大臣経平薨ス、(中略)十二月二条道平関白ヲ止ラレテ、一条内経関白トナル、是関東ノハカラヒトゾ、(後略)

このように、だれが政治の実権を握っていたかという点を中心に、天皇と政務に関わつた臣下の動静・功罪などが、簡潔に

記されているのが特徴である。

こうした「君臣編」を「綱目」が、卷一の「附翼」(附録)として収載したのは、なぜかという点を次に考えてみよう。

「太平記」の冒頭は、「明君」が「天之徳」を体して善政を行ない、「良臣」が「地之道」を守つてそれを輔佐するのが国家安泰の道であると説く「序」に続いて、卷一の第一章「後醍醐天皇御治世事(武家繁昌事)」では、

爰ニ本朝人皇ノ始、神武天皇ヨリ九十五代ノ帝、後醍醐天皇ノ御宇ニ当テ、武臣相模守平高時ト云者アリ、此時上乖^ヒニ君之徳^ニ、下失^フニ臣之礼^ニ、從^レ之四海大ニ乱テ、一日モ未^レ安^ク、(後略)

とあり、南北朝内乱そもその因は、天皇(後醍醐)が「君ノ徳」を欠き、下臣(高時)が「臣ノ礼」を失つたところにあるとしている。

そして、さらに「情^ヲ辱^スニ其濫觴^者、匪^ニ音^ヲ禍^一一朝一夕之故^ニ」として、頼朝が武家政権を樹立して以来の、天皇と將軍・執権との君臣関係を回顧し、天下の乱れた由来をさぐりつつ、君臣論が展開されているし、この後に続く正中の変から元弘の乱にかけての内乱の具体的記述も、後醍醐対高時という君と臣との対立を軸として構成されているのである。

建国以来の日本の君臣関係を、具体的に記述・展望した「君臣編」は、こうした「太平記」卷一を把握し、論評する場合に、参照すべき基礎的資料として、付載されたものと思われる。

卷一のもう一つの附録は「冠服編・邦城編」一冊である。「冠服編」は、「本朝人皇四代懿^德天皇ノ御時、三冠一服ヲ制シ給フ、三冠ト云ハ、一曰冕^冠、二曰冕^冠、三曰陽^冠、冠ノ色三色ナリ、是ヲ天子ノ冠トス」という書き出しで始まり、わが国における衣冠の制度の変遷をたどつたもので、冠服との関わりで、冠位・官職のことなどにもふれているが、古くは「衣服冠爵ノ礼義」も正しかつたが、末代になるに従つてそれが乱れていつた次第を述べるところに主眼がおかれている。

「後鳥羽院ヨリ花園院ニ至ルマテノ君臣ノ礼ヲハカリ見ルニ、君臣共ニ不義多クシテ、下民是ガ為ニ苦シメラル、其治リカタキ源ハ皆不仁ヨリ起レリ」といい、後醍醐天皇と北条高時も「不義ノ官職」が多かつたと批判を加えている。冠服の乱れは「君臣ノ礼」の乱れにつながり、世の乱れの基となるという基本認識があるようである。そして、「天皇世ヲ治ントナラバ、先冠服ヲ以テ、諸臣ノ心ヲ制シ、食食ヲ以テ、諸民ノ心ヲ伏シ、上下ノ科ヲ分チ、三種ノ神器ヲ胸中ニ蔵シテ、御賀玉ノ木ヲ於中ニ守護シタマハバ、泰平無為ノ聖王ナラン」というのが、そ

の結語である。ここらあたりが、前述のような「太平記」巻一の内容や、最初の附録「君臣編」ともつながり、この「冠服編」が、巻一の二番目の附録として収載された理由であろう。

巻一の三番目の附録である「邦域編」は、天皇の支配する日本国の領域や国郡の制などの変遷を展望した地理編ともいうべきものであるが、はじめの方の地理的記述から、次第に作物などの調資の制や、恩賞による封国の問題などに及んでゆき、君臣論や政治論に展開してゆくこと、「冠服編」の場合と同様である。

この「邦域編」でも、その終末部では、「後醍醐天皇ハ思慮ナクシテ諸將ノ恩賞ヲ執行ヒ給事何ゾヤ」といい、「此君封境ノ源ヲシリ給ハズ」といって、「公家武家所縁ニヨリ、天氣ニヨリテ、二箇国三箇国筆ニ任セテ書与フル事」が、「乱世ノ端」となったという後醍醐天皇批判が展開されている。こうした点で、本編もまた、巻一や「君臣編」と重なってくるのであり、その収載の意図は明白であろう。

六、「遺諫篇」と「南木家訓」

次に卷十三に附録として収載されている「遺諫篇」一冊をみ

てみよう。「太平記」卷十三は、その巻頭に、出雲の塩治高貞が献上した龍馬（駿馬）につき、建武新政下で恩賞方奉行首席などを務める重臣であった万里小路藤房が、乱世の凶兆としてこれをいましめ、さらに恩賞の不正や大内裏造營の非などにつき天皇に練言を繰り返したが、聞きいれるところとならなかつたことが記され（「龍馬進奏事」）、藤房がついに遁世を決意して、京都北の岩藏（岩倉）で出家し、さらに何処へともなく身をかくしたことが描かれている（「藤房卿遁世事」）。北条方の残党と通じていた西園寺公宗が、ただ一人の賢臣藤房が去つたのを見てチャンス到来と謀反を計ろうとした（「北山殿謀叛事」といように、卷十三の前半は、藤房を中心に、新政の破綻の進行が描かれている。

「綱目」卷十三附翼の「遺諫篇」は、この藤房が遺した諫言という体裁をとった一巻の書である。はじめに「遺諫篇序」という藤房の自序があつて、本書の趣意が述べられているので、次に掲げておきたい。

遺諫篇序

六籍者呂尚伝道於文武之書也、周武用之既平殷乱、治教休明、後世之君由是而学焉、足治於天下、後世之臣由是而学焉、足守於臣道、予不敏拙於編作、

故表章以文武之二篇^一為^二其諺解^三、中間又附^二己意^一方成^二此書^一、以^二此篇^一不^レ欲^レ公^三於天下之人^一、伏願^二於一人之電覽^一而已、

隱士藤房謹記

これによると、周の呂尚（太公望）の著といわれる「六篇」の中の文籍・武籍二篇には、政治に関わる文武の道が説かれており、後代の君臣の規範となってきたが、今自分はその二籍の「諺解」（平易な訳）のようなことを行い、それに自分の意見も加えて一書を成したという。そしてこの書は天下の人々に公にしたいのではなく、一人（後醍醐帝をさすと思われる）に読んでいただくために書いたといっているわけである。

「遺諫篇」の本文は、「文道」と「武道」の二篇から成っているが、まず「文道」においては、「夫文ト云ハ、匹夫クモ師トシテ、天下ニ王タル道ヲ学ビ務テ其本ヲタツ、本立トキハ、末ヲノツカラ正シ」という書き出しで、「天下ニ王タル道」について述べることを明らかにし、「賢君上ニ居テ其道徳ヲ行ハント云志アレバ、臣下ノ是非ヲ弁テ、礼ヲ以テ臣ヲ使フ、君礼ヲ以テ臣ヲ使ヘバ、臣忠ヲ以テ君ニ事ツル、君上ニ在テ其政ヲハカリ、臣下ニ居テ其事ヲ謀ル」といった君臣論・徳治論を展開してゆく。このあたり、明君が徳をもって政治を行い、良臣がそれを輔佐すれば、天下太平・国家安泰であるという「太平記」

序文の論に、すこぶる近いように見うけられる。以下そうした観点から、北条高時の政道や建武新政下における君臣のあり方などを批判した上で、「唯願クハ、君此等ノ事ヲ察シテ過ヲ改ルニ憚ル事ナク、文ヲ以テ天下ヲ治メ、敢テ武ヲ忘レズバ、天下ノ士卒皆望ヲ達シテ、誠ニ天ニ受タル聖主、地ニ奉セル明君也ト、其徳ヲ称シ其化ニ誇ラントゾ覚ユ、慎哉慎哉」と結んでいる。

次の「武道」の章も、天下の主・王たる者に、「智徳仁徳ナク、義ト礼トノ節ヲ立ザル時」は、天下乱れて、兵武のことが起るとするもので、趣意は、さきの「文道」と同一である。そして、その言わんとするところは、次のような結びの一文に集約されている。

今君日夜ニ逸遊ヲ事トシ、朝暮ニ奇物ヲ愛ス、是遠キ例ヲ云バ、夏ノ桀王殷ノ紂王方政ニ均シ、近キヲ云バ、北条九代ノ後高時法師方成敗ニ相似タリ、見人眉ヲ顰メ、聞人唇ヲ翻ス、君若徳ヲ治メ仁ヲ行ナハバ、治世三年ニシテ、四海風ヲ望テ悦ビ、万民徳ニ帰シテ楽マン、若速ニ過ヲ改メズバ、三年ヲ不^レ経シテ、君ハ夷賊ノ手ニ辱シメラレ、正成等ノ忠臣ハ竹ヲ戰場ノ土ニ曝サン事嗚乎痛哉、
こうみてくると、この「遺諫篇」が藤房その人の手になるか

どうかは別として、その内容は、後醍醐天皇にあてた練言の書であることは明らかであり、「太平記」巻十三の附録として、ふさわしいものといえよう。

最後に、「洛北岩倉邑朗詠山下山本氏一鷗」なる人物の跋文が附されている。それによると、跋文の筆者山本一鷗は、藤房が遁世後に書いた、この「遺諫篇」を、その百年後の「永享乙卯仲冬之月丁巳良日」すなわち永享七年（一四三五）十一月某日^註に、居住する岩倉において得たという。遁世した藤房が、しばらく岩倉にかくれていたとする「太平記」の記事などをふまえた、もつともらしい跋文であるが、その真体のほどは、今のところ確かめようがない。

『綱目』には、もう一つ巻十六に「南木家訓」が附録として収められている。これは、その序文にも「若我子孫不義而不守・遺戒者、正成速化・悪鬼・殺・戮干閻中」とあるように、楠木正成が子孫のために書き遺した訓戒の書であり、「君臣之事」から「将理之事」までの四十か条にわたって、君と臣・将と兵の心得や、合戦に関する教訓などを述べたものである。巻末に「建武二年三月朔」とある。

この「南木家訓」は、旧稿^註でもふれたように、「無極鈔」巻十六之中に収載されている「楠木判官兵庫ノ記」と同内容のも

のであり、足利軍との兵庫での決戦を前にした正成が、故郷の正行らに送り遺した教訓書という形で、巻十六に附載することは、「無極鈔」のやり方を踏襲したものと思われる。

ただし両者を対比してみると、(一)、「楠木判官兵庫ノ記」が一つ書きであるのに対し、「南木家訓」は「君臣之事」「可守於將道之事」といった見出しがついていること、(二)、「楠木判官兵庫ノ記」には序文がないが、その本文の第一段にあたる箇所を、「南木家訓」は「南木家訓序」として掲げていること、といったちがいがあはるか、各段の文章にも小異がみられる。

この「楠木判官兵庫ノ記」は、「楠兵庫記」「兵庫巻」「太平記兵庫巻」など、さまざまな書名で、単行の版本（明暦元年一六五五年版など）や写本が残されているが、「南木家訓」は見出しを持つ点では、それらと一致するが、序文を設けている点では一致しない。

したがって、『綱目』所収の「南木家訓」が何に処り、どのようにして形成されたかという点については、なお検討の余地が存するが、これらの説明については、この期の楠木系兵法書・軍書の検討とともに、他日を期したいと思う。

七、おわりに

「綱目」は、右にみてきた「遺諫篇」や「南木家訓」についても、単にその本文を附載するだけでなく、典拠のある語句や人名などに注解（頭注）を加えて、読解の便をはかっている。

この一事をみても、「綱目」が単なる集成書ではないことが知られよう。

「綱目」の著者原友軒は、「太平記鈔」「太平記賢愚抄」などの注釈書・「理尽鈔」「無極鈔」などの評判書を集成する場合も、機械的に転載するのではなく、手ぎわのいい改変・要約などを行っているし、新たに著者の手になる「追解」（注釈）、「通考」（論評）も数多く加えていることなどは、みてきた通りである。また独自の圈点を発明して、複雑きわまる南北朝期の人間関係・敵対関係を一目瞭然たらしめる工夫もこらしている。

こういった点で、先行の「大全」を超える特色をもった「綱目」は、「太平記」の説解・享受や講釈・口演を行う者にとつて、至便な百科大全・虎の巻であったと思われ、「太平記」受容史の上で、逸したい位置を占める著作であるといえよう。また本書は、「太平記」本文と注釈・評論・参考資料等を綜合した

「綱目」体でもいうべきスタイルをとった「太平記」研究書という側面も持つており、「太平記」研究史の上でも、検討・評価が待たれよう。 (完)

注

- 1 拙稿「太平記綱目」小考(一)―成立と著者をめぐって―(『同志国文学』40号、平6・3)
- 2 拙稿「太平記綱目」小考(二)―その概要・評判書との関わり―(『同志国文学』41号、平6・11)
- 3 「綱目」の凡例・本文等の引用は内閣文庫蔵版本に拠った。
- 4 拙稿「太平記理尽鈔」の「名義井来山」―「太平記」研究史の一章―(『伝承の古層』所収、平3、桜楓社)
- 5 拙稿「太平記大全」について―「太平記」研究史の一章―(『室町藝文論攷』所収、平3、三弥井書店)
- 6 永享七年十一月中に「丁巳」の日は存在しないので、某日とする。
- 7 拙稿「太平記評判」に関する補説―「理尽鈔」と「無極鈔」をめぐって―(『太平記とその周辺』所収、平6、新典社)